仕　様　書			
件名	携帯パソコン用データ通信機器及び通信料	自衛隊千葉地方協力本部	
		作成年月日	平成２６年３月７日
		作成者	募集課　防衛事務官　松井　政勝

本仕様書は、自衛隊千葉地方協力本部（以下「地本」という。）において、広報官が募集活動に用いる携帯パソコンに対応するデーター通信用機器及び通信料について規定する。

１　構成品目

データ通信用機器（USB タイプ、携帯パソコン用）

２　調達範囲

データ通信用機器２８台及びデータ通信回線２８回線

３　通信回線の使用期間

平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。

４　規格及び機能等

(1) 通信方式：回線交換方式

(2) 回線速度：下り最大４２Ｍｂｐｓ以上であること。

(3) 形状：USB タイプで携帯パソコンに接続可能なもの

(4) 既存の携帯パソコン「acer　Aspire5536-CF2」・「HP 製 ProBook 4525s」に接続して使用可能なもの。

(5) このデータ通信用機器及び通信回線を提供する通信事業者が提供するインターネット接続サービス（プロバイダ）を利用できること。

５　月額料金プラン等

(1) 月額料金

通信料が毎月定額であること。データ通信料にはインターネットプロバイダ料金を含むものとする。

(2) 割引サービス

毎月の利用状況に応じた割引サービスが用意されていること。

(3) 運用サービス

月額使用明細が提供されていること。

(4) 維持サービス

毎月の利用金額がポイントに付与され、その累計により故障発生時の機器修理や本体及び付属品の購入費等の割引に使用できること。

(5) インターネット接続サービス

データ通信用端末及び通信回線を提供する接続サービスで、インターネット経由での不正アクセスやウイルスを自動的に遮断し、意図しないパケット料金の増加やウイルス感染を防ぐ機能が備わっていること。

6　その他の調達条件

(1) セキュリティ機能

紛失時等に遠距離操作でロックを行い使用不可にできること。

(2) 出荷要領

データ通信端末機器を適宜包装し電話番号を記載して納入すること。

7　検査

(1) 納入時数量等の検査を行う。

(2) 本社仕様書第１項から第６項について内容を確認する。

(3) 本社仕様書第４項について、毎月の通話料明細書により確認する。

8　その他

(1) 上記以外の条件については、契約相手方と官側と協議の上決定する。

(2) 役務対象機器の所有権は分任物品管理官とし、契約相手方は故障の連絡を受けた場合には、その都度、速やかに修理等を実施し、契約後１年間は、官側の瑕疵がなければ契約相手側の負担とする。

(3) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また他の目的に転用してはならない。

仕　様　書			
件名	携帯電話機及び通信料	自衛隊千葉地方協力本部	
		作成年月日	平成２６年３月７日
		作成者	募集課　防衛事務官　松井　政勝

本仕様書は、自衛隊千葉地方協力本部（以下「地本」という。）において、広報官が募集活動に用いる携帯電話機及び通信料について規定する。

１　構成品目

(1) 携帯電話機

(2) 付属品（電池パック、AC アダプター、取扱説明書）

２　調達範囲

携帯電話機４０台及び通信料４０回線

３　通信回線の使用期間

平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。

４　規格及び機能等

(6) 通信方式：パケット通信方式

(7) 連続待受時間：３００時間以上

(8) 使用エリア：人口カバー率１００％程度

(9) ナンバーポータビリティサービスを利用して、他通信事業者への電話番号移行サービスが行えること。

(10) E メール機能を有すること。

(11) 電話帳バックアップ機能を有すること。

５　月額料金プラン等

(6) 月額料金

毎月の通信料が８００分の無料通信を含む通信プランであること。

(7) 割引サービス

毎月の利用状況に応じた割引サービスが用意されていること。

(8) 運用サービス

月額使用明細が提供されていること。

(9) 維持サービス

毎月の利用金額がポイントに付与され、その累計により故障発生時の機器修理や本体及び付属品の購入費等の割引に使用できること。

6　その他の調達条件

(3) 災害時優先電話

法令及び各社が定める提供条件に従って使用できること。

(4) セキュリティ機能

紛失時等に遠距離操作でロックを行い使用不可にできること。

(5) 出荷要領

携帯電話機を適宜包装し電話番号を記載して納入すること。

7　検査

(4) 納入時数量等の検査を行う。

(5) 本社仕様書第１項から第６項について内容を確認する。

(6) 本社仕様書第４項について、毎月の通話料明細書により確認する。

8　その他

(4) 上記以外の条件については、契約相手方と官側と協議の上決定する。

(5) 役務対象機器の所有権は分任物品管理官とし、契約相手方は故障の連絡を受けた場合には、その都度、速やかに修理等を実施し、契約後１年間は、官側の瑕疵がなければ契約相手側の負担とする。

(6) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また他の目的に転用してはならない。